



許 可 証

横須賀市指令環廃第25号
令和 5年 6月16日

住 所 栃木県小山市大字梁 2 3 3 3 番地 2 9

氏 名 メルテック株式会社
代表取締役 鈴木 智也

横須賀市長 上 地 克 明



令和 5年 5月 23日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

- 許可年月日 令和 5年 6月 1日
- 許可番号 第127号
- 許可の期限 令和 7年 5月 31日
- 事業の範囲
 - (1) 業務の種類 一般廃棄物処分業 (中間処理 洗浄)
 - (2) 廃棄物の種類 一般廃棄物 (焼却灰、ばいじん)
- 許可の条件
 - (1) 本市に提出した事業計画書に基づいて業を行うこと。
 - (2) 米海軍横須賀基地内処理施設から発生する焼却灰、ばいじんに限ること。
 - (3) 洗浄処理は次の施設により行うこと。
 - ①所在地 横須賀市長坂二丁目 300番 39
 - ②種類及び能力 洗浄施設 150 t / 24 h
 - (4) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

書 換 事 由

遵 守 事 項

1 使用する処理施設について

- (1) 許可証に記載されている廃棄物の種類以外は、中間処理しないこと。
- (2) 中間処理後の廃棄物については、建屋内保管または容器保管で行うこと。

2 生活環境保全上の注意について

- (1) 処理施設は常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- (2) 中間処理の際の悪臭・騒音・振動に対しては防止措置をすることとし、廃棄物及び汚水が飛散することのないよう十分な措置をすること。

3 関連法規等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則等関係諸法令及び廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、同施行規則を遵守すること。

4 許可後の諸手続きについて

申請事項の変更、実績報告書の提出、帳簿の記載等については、別紙「許可後の諸手続きについて」に従って、手続きを行うこと。